

令和4年5月30日  
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域  
鹿島建設（株） 東京都港区元赤坂1-3-1  
令和4年5月30日～令和4年7月13日（1ヶ月2週）  
地域3（関東支社が所掌する区域）  
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要  
有資格業者である鹿島建設（株）は、令和4年3月31日、関東支社千葉工  
事事務所発注の「東京外環自動車道 市川北地区整備工事」において、舗装打  
替工事の施工中、通信会社が管理する通信管路及びメタルケーブルを破損させ  
るという安全管理措置の不適切による公衆損害事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由  
上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成  
18年8月7日東高契第269号）」別表第1第5号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以 上